

事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書・
事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対する
回答書（C-1001-1）

（事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書に
関する記載要領）

- 1 「受付番号」欄には、税関別の一連番号を受付けた税関が記載する。
- 2 「申出者の住所、氏名」欄には、文書回答に対し、意見の申出をしようとする照会者の住所、氏名又は名称を記載する。申出者が照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の場合には、「申出者の住所、氏名」に加え、「代理人の住所・氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。
いずれの場合においても「担当者」及び「電話番号」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。
- 3 意見の申出のもととなったものが事前教示回答書（関税評価回答用）である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書変更通知書（関税評価回答用）（登録番号 —）」を削除する。
- 4 意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書（関税評価回答用）である場合は「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書（関税評価回答用）（登録番号）」を削除する。
- 5 「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。

（事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対
する回答書に関する記載要領）

- 1 この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）で回答（変更）した関税評価上の取扱いを変更する場合は、通知文中2の文を削除し、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）で回答（変更）した関税評価上の取扱いを従前のおりとした場合は、1の文を削除する。
- 2 「理由」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う税関の首席関税評価官名又は関税評価官名を記載する。